

おきぎんフリーローン『チェック』規定（金銭消費貸借契約）

第1条（適用範囲）

この規定は私が株式会社沖縄銀行（以下「貴行」という。）に対して負担する債務の履行について適用するものとします。

第2条（資金使途）

私は、貸付金を事業の用に供するものではないことを確約します。

第3条（元利金返済額等の自動支払）

1. 私は、元利金返済のため、各返済日（返済日が休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ。）までに毎回の元利金返済額（年2回の増額返済併用の場合には、増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ。）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。
2. 貴行は、各返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、貴行はその一部の返済にあてる取扱いはせず、返済が遅延することになります。
3. 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、貴行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。
4. この借入に係る、私が負担すべき手数料、印紙代その他一切の費用については、貴行において貴行所定の日に第2項に準じて返済用預金口座から払戻のうえ、費用の支払いに充当されても異議ありません。

第4条（繰り上げ返済）

1. 私が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済する場合には、繰り上げ返済日の7日前までに貴行へ通知するものとします。
2. 繰り上げ返済により年2回の増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとします。
3. 私が繰り上げ返済をする場合には、貴行所定の手数料を支払うものとします。
4. 一部繰り上げ返済をする場合には、前3項および下表によるほか、貴行所定の方法により取扱うものとします。

	毎月の返済のみ	年2回の増額返済併用
繰り上げ返済できる日	毎月の返済日	年2回の増額返済日
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済に続く月単位の返済元金の合計額	下記の①と②の合計額 ① 繰り上げ返済日に続く6か月単位に取りまとめた毎月の返済元金 ② その期間中の年2回の増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後に適用する利率は、「借入要項」記載どおりとし、変わらないものとします。	

第5条（利率の変更）

「借入要項」記載の利率は変更しないものとします。ただし、金利情勢の変化その他相当の事由がある場合には、貴行は本規定の定めるところに従い「借入要項」記載の利率を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。

第6条（担保）

債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合には、貴行からの請求により、私は遅延なくこの債権を保全しうる担保・保証人をたて、またはこれを追加・変更するものとします。

第7条（期限前の全額返済義務）

1. 私について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、私はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、「借入要項」記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

- ① 私が返済を遅延し、貴行から書面により督促しても、次の返済日までに元利金（損害金を含む）を返済しなかったとき
- ② 保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき
- ③ 支払いの停止または破産、民事再生手続きの申立てがあったとき、又は申立て予定であることを貴行が知ったとき
- ④ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

⑤私の貴行に対する預金その他の債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が送付されたとき

⑥私が住所変更の届出を怠るなど、私の責めに帰すべき事由によって貴行に私の所在が不明となり、貴行から私に宛てた通知が届出の住所に到達しなかったとき

2. 次の場合には、私は、貴行からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、「借入要項」記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。

①私が貴行に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき

②私が貴行との取引約定の一つにでも違反したとき

③本取引に関し私が貴行に虚偽の資料提供または報告をしたとき

④前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

第8条（貴行からの相殺）

1. 貴行は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または前条によって返済しなければならないこの契約による債務全額と、私の貴行に対するその他の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

2. 前項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預金規定等の定めによります。ただし、期限未到来の預金等の利息は、期限前解約利率によらず約定利率より1年を365日とし、日割りで計算します。

第9条（私からの相殺）

1. 私は、この契約による債務と期限の到来している私の貴行に対する預金その他の債権とを、この契約による債務の期限が未到来であっても、相殺することができます。

2. 前項によって相殺をする場合には、相殺計算を実行する日は「ご契約内容」に定める毎月の返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ等については第3条に準じるものとします。この場合、相殺計算を実行する日の7日前までに貴行へ書面により相殺の通知をするものとし、預金その他の債権の証書・通帳は届出印を押印して直ちに貴行に提出するものとします。

3. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については、預金規定等の定めによります。

第10条（債務の返済等にあてる順序）

1. 貴行から相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上のほかの債務があるときは、貴行は債権保全上等の事由により、どの債権との相殺にあてるかを指定することができ、私は、その指定に対して異議を述べないものとします。
2. 私から返済または相殺をする場合に、この契約による債務のほか銀行取引上の他の債務があるときは、私はどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。なお、私がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定しなかったときは、貴行が指定することができ、私はその指定に対して異議を述べないものとします。
3. 私の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、前項の私の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
4. 第2項のなお書または第3項によって貴行が指定する私の債務については、その期限が到来したものとします。

第11条（代り証書等の差し入れ）

事変、災害等貴行の責めに帰すことのできない事情によって証書その他の書類が紛失・滅失または損傷した場合には、私は、貴行の請求によって代り証書等を差し入れるものとします。

第12条（印鑑照合）

貴行が、この取引にかかる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違がないと認めて取り扱ったときは、それらの書類につき、偽造・変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、貴行は責任を負わないものとします。

第13条（費用の負担）

この契約に基づく取引に関し、権利の行使もしくは保全に要した費用は私が負担するものとします。

第14条（届出事項）

1. 氏名・住所・印鑑・電話番号その他貴行に届け出た事項に変更があったときは、私は直ちに貴行に書面で届け出るものとします。
2. 私が前項の届け出を怠ったため、貴行が私から最後に届出のあった氏名・住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常

到達すべき時に到達したものとします。

第15条（報告および調査）

1. 私は、貴行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、私の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
2. 私は、私の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、貴行に報告するものとします。
3. 私は、私について後見、補佐、補助開始の審判を受けたときは、貴行に報告するものとします。

第16条（債権譲渡）

1. 貴行は、将来この契約による債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含みます。）することができます。
2. 前項により債権が譲渡された場合、貴行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含みます。）の代理人になるものとします。私は貴行に対して、従来どおり「借入要項」に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、貴行はこれを譲受人に交付するものとします。

第17条（公正証書作成義務）

私は、貴行の請求があるときは、直ちにこの契約による債務について、強制執行の認諾がある公正証書を作成するため必要な手続をとるものとします。このために要した費用は私が負担するものとします。

第18条（保証会社の利用）

1. 私は、この契約による債務（以下「原債務」という。）を担保するため、SMBC コンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」という。）との間に保証委託契約を締結するものとします。
2. 保証事故発生のため、貴行が保証会社より支払われた代位弁済金により原債務を回収したときは、保証会社より、代位によって取得した権利を行使されても異議ありません。
3. 保証会社より支払われた代位弁済金が原債務に満たないときは、貴行の請求があり次第直ちに残額を支払うものとします。
4. 本条第1項の保証委託契約が、失効または免責となったときは、貴行の請求によって原債務の期限の利益を失い、直ちに原債務全額を返済するものとします。

第19条（準拠法、合意管轄）

1. この契約およびこの契約証書に基づく私と貴行との間の諸取引の契約準拠法は日本法とします。
2. この契約にもとづく債務に関して訴訟、調停、和解その他の紛争解決の必要が生じた場合には、貴行の本店を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

第20条（反社会的勢力の排除）

1. 私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

- ①暴力的な要求行為
- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
- ⑤その他前各号に準ずる行為

3. 私が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は貴行から請求があり次第、貴行に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。

4. 前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合にも、貴行になんらの請求をしません。また、貴行に損害が生じたときは、私はその責任を負います。
5. 第3項の規定により、債務の弁済がなされたときに、本約定は失効するものとします。

第21条(契約内容の変更)

1. 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化及びその他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
2. 前項による本契約の内容の変更は、変更を行う旨及び変更後の条項の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示または当行のウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上

保 証 委 託 約 款

私は、次の各条項に同意のうえ、株式会社沖縄銀行（以下「銀行」という。）との、おきぎんフリーローン「チェック」規定（金銭消費貸借契約）（以下「ローン契約」という。）に基づき私が銀行に対し負担する債務について、保証委託者としてSMBC コンシューマーファイナンス株式会社（以下「保証会社」という。）に保証を委託します。

第1条（保証委託）

1. 本約款に基づく契約（以下「本保証委託契約」という。）は、保証委託者からの申込みを保証会社が承諾したときに成立するものとします。
2. 保証委託者が保証会社に保証を委託する債務（以下「被保証債務」という。）の範囲は、ローン契約に基づき保証委託者が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金その他一切の債務とし、ローン契約の内容が変更されたときは、本保証委託契約の内容も当然に変更されるものとします。
3. 本保証委託契約の有効期間は、ローン契約の有効期間と同一とし、ローン契約の有効期間が延長されたときは、当然に本保証委託契約の有効期間も延長されるものとします。

第2条(保証会社による保証)

保証会社による保証は、保証会社が保証することを適当と認め、保証を行うことの決定

をした後、ローン契約が有効に成立したときに効力が生じるものとします。

第3条（債務の弁済等）

保証委託者は、ローン契約の各条項を遵守し、弁済期日には元利金共に遅滞なく支払い、保証会社に一切負担をかけないものとします。

第4条（代位弁済）

1. 保証会社が銀行から代位弁済を求められた場合、保証委託者が銀行からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ保証会社に対して通知していた場合を除き、保証会社は、保証委託者に対する通知、催告を要せず、銀行に対し被保証債務の全部または一部を弁済することができるものとします。
2. 保証会社が銀行に代位弁済した場合、銀行が保証委託者に対して有していたローン契約に基づく一切の権利が保証会社に承継されるものとします。
3. 前項により保証会社が承継した権利を行使する場合、ローン契約および本保証委託契約の各条項が適用されるものとします。

第5条（求償権の範囲）

前条により保証会社が銀行に代位弁済した場合、保証委託者は、次の各号に定める諸費用等について弁済の責めを負い、その合計額を直ちに保証会社に支払うものとします。

- ①前条により保証会社が代位弁済した額
- ②保証会社が代位弁済のために要した費用の額
- ③前二号の金額に対する保証会社が代位弁済した日の翌日から求償債務の履行が完了する日までの年14.6%（年365日の日割計算。ただし、うるう年の場合は年366日の日割計算）の割合による遅延損害金の額
- ④ 保証会社が保証委託者に対し、前各号の金額を請求するために要した費用の額

第6条（求償権の事前行使）

1. 保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は、第4条による代位弁済前であっても、保証委託者に対し、残債務の全部または一部について求償権を行使することができるものとします。
 - ①銀行または保証会社に対する債務の一部でも履行を怠ったとき
 - ②保全処分、強制執行、競売の申立て、破産手続開始の申立て、特定調停の申立て、民事再生手続開始その他これらに類する申立てがあったとき
 - ③租税公課の滞納処分、または手形交換所の取引停止処分を受けたとき

- ④ローン契約または本保証委託契約の条項への重大な違反があるとき
 - ⑤その他保証委託者の資力の減少等を理由とした債権保全のため保証会社が必要と認めたとき
2. 保証委託者は、保証会社が前項により求償権を行使する場合には、ローン契約に基づく債務または被保証債務について供託もしくは担保があると否とを問わず、求償に応じ、かつ、保証会社に対し、担保の提供またはローン契約に基づく債務の免責を請求しないものとします。ただし、保証委託者が残債務等に照らして十分な供託をし、または保証会社に対する十分な担保の提供をした場合には、保証委託者は、保証会社からの事前の求償権の行使に応じないことができるものとします。

第7条（弁済の充当順序）

1. 保証委託者が弁済として提供した給付が、本保証委託契約に基づく保証会社に対するすべての債務を消滅させるのに足りない場合、保証委託者の利益を一方的に害しない範囲内において、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。
2. 保証委託者が保証会社に対して複数の債務（本保証委託契約に基づくものであるか否かを問わない）を負担している場合において、保証委託者が弁済として提供した給付が、それらすべての債務を消滅させるのに足りないときは、保証委託者は、充当の順序について保証会社と合意することができるものとします。ただし、保証会社との合意がなく、かつ、保証委託者から充当の指定がない場合は、保証会社が適当と認める順序により充当するものとします。

第8条（保証の解約）

1. ローン契約または本保証委託契約の有効期間内であるか否かを問わず、保証会社が必要と認めた場合、本保証委託契約を解約することができるものとします。
2. 前項により本保証委託契約を解約した場合でも、保証委託者が既にローン契約に基づき借り入れた債務の弁済が終わるまで、当該債務に係る被保証債務は存続するものとします。

第9条（報告及び調査への協力）

1. 保証委託者は、保証会社から保証委託者の財産、職業、地位および保証委託者が経営する会社の経営状況等について報告または調査への協力を求められた場合は、直ちに保証会社へ報告し、資料閲覧等の調査に協力するものとします。
2. 保証委託者は、前項の事項に重大な変動が生じ、または生じるおそれのある場合、直ちに保証会社に通知し、保証会社の指示に従うものとします。

3. 氏名、住所、勤務先等の届出事項に変更があった場合、保証委託者は、直ちに保証会社に届け出るものとします。
4. 保証委託者が前項の届出を怠ったため、保証会社からなされた通知または送付された書類等が延着し、または到着しなかった場合、通常到達すべきときに到着したものとします。
5. 債権保全等の理由で保証会社が必要と認めた場合、保証会社または保証会社が委託する者が、保証委託者の住民票等を取得できるものとします。

第10条（公正証書の作成）

保証委託者は、保証会社の請求があった場合は、直ちに強制執行をうける旨を記載した求償債務に関する公正証書作成のための一切の手続を行うものとします。

第11条（費用の負担）

保証委託者は、保証会社が債権保全のために要した費用ならびに第4条および第6条によって取得した権利の保全または行使に要した費用を負担するものとします。なお、当該費用の支払いは保証会社の所定の方法に従うものとします。

第12条（反社会的勢力の排除）

1. 保証委託者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないことおよび次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 保証委託者は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

- ①暴力的な要求行為

- ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて信用を毀損し、または業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. 保証委託者が次の各号のいずれかに該当した場合、保証会社は本保証委託契約を解約することができるものとします。
- ①第1項各号のいずれかに該当することが認められるとき
 - ②第1項に基づく表明につき、虚偽の申告を行ったことが判明したとき
 - ③前項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
4. 前項の適用により、保証委託者に損害が生じたとしても、保証委託者は保証会社になんらの請求をしないものとします。また、保証会社に損害が生じた場合、保証委託者がその責任を負うものとします。

第13条（権利義務の譲渡等）

保証会社は、本保証委託契約に基づく権利または義務を第三者に譲り渡しもしくは移転させ、または担保に供することができるものとします。

第14条（管轄裁判所）

本保証委託契約について訴訟および調停の必要が生じた場合、訴額にかかわらず保証会社の本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を管轄裁判所とするものとします。

第15条（本保証委託契約の変更）

次の各号のいずれかに該当する場合、保証会社は、本保証委託契約を変更する旨、変更内容および効力の発生時期を保証会社のホームページで（第2号の場合はあらかじめ）公表するほか、必要があるときには、保証会社が相当と認める方法で周知することにより、本保証委託契約の内容を変更することができるものとします。

- ①変更内容が保証委託者の一般の利益に適合するとき
- ②変更内容が本保証委託契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

以 上